反社会的勢力ではないことの表明・確約

私は、下記の1.のいずれかに該当し、もしくは2.の各号のいずれかに該当する行為をし、または、1.にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、この取引が停止され、または通知によりこの取引が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴行に損害賠償請求することはせず、一切私の責任といたします。また、これにより貴行に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払します。

記

- 1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 私が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

以上

外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づく宣誓・同意事項等

OECDによる非居住者に係る多国間の金融口座情報の自動的交換のための報告に係る同意事項

私は、日本国居住者であることを宣誓します。将来日本国居住者でなくなった場合、または、日本国居住者であることを表明するために申告、提出した本書の内容に 関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。なお、私が日本国非居住者と宣誓した場合は、預金口座の作成ができないことについても同意します。

日本国籍であることの宣誓

私は、日本国籍であることを宣誓します。日本国籍であることを表明するために申告、提出した本書の内容に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。なお、私が非日本国籍者と宣誓した場合は、取引ができないことについても同意します。

以上